

遠野市農用馬子馬生産奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の農用馬資源の確保及び増殖を図るため、農用馬の子馬を生産した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 花巻農業協同組合の農用馬生産部会員又は遠野市乗用馬生産組合員の資格を有している者
- (3) 一般社団法人遠野市畜産振興公社において管理する農用種雄馬又は農用馬の凍結精液を用いて種付けを行った繁殖雌馬が出産した子馬を飼養する者
- (4) 市税等を滞納していないこと

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公益社団法人日本馬事協会登録規程事務細則に規定する輓系馬純粋種及び半血種 1頭当たり5万円
- (2) 前号以外の品種の場合 1頭当たり4万円

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、子馬を生産した日から2月以内に遠野市農用馬子馬生産奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該職員に遠野市農用馬子馬生産奨励金に関する子馬調書（様式第2号）を作成させ、奨励金の交付の適否を決定するとともに、当該決定の内容について遠野市農用馬子馬生産奨励金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに、当該申請者に対し奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 市長は、奨励金を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) その他奨励金を交付することが適当でないと認められるとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。